

大政官第拾八号御布達

徵兵事務條例早解
全

明治十七年八月出版

神原氏藏



附言

一 徴兵令の本條例に於る猶ほ刑法の治罪法民法の訴訟法のごとし一方に依て解得する能はず故に本條例を詳らかにせんと欲せば宜しく先づ徴兵令を熟讀し而して一章一條彼此相ひ對比し然る後法律のあり所を知る可し

一本編の素と註解にあらざる早く其大意を解得せしむるにあらざるを以て左右音訓を施す右音の普通の讀方にして左訓の其文義を畧訓するに止まされり

一 左訓の儘かに數字の平假名と以て俗語に訓讀するにあれば従々其文義云ひ盡す能はず或の同字にして前後異訓を施すあり看者宜しく取捨ある可し

一本條例中徴兵令條項の明文あるもの概ね參照の爲め其條項を掲

出す例之バ (参照) と記し下に徴兵令と書し本文より二字を下

第何條云々とし終りに「印を付す本條と錯雜看過あるなかれ

一本編中 (前の参照) 或 (第何條前參) 此割註あるもの徴兵令

條項の己の前参照と掲げたるもの再び其條項の明文ある時に依

宜しく前参照に就て見合すべし

一本條例中舊徴兵令に關係あるもの參照として其舊徴兵令の條項

を最終と掲ぐ即ち (末の参照) 此割註あるもの盡く本條の終り參照

舊徴兵令と就て見るべし

一本編中左訓に盡さるもの () 此印中ふ聊か畧解と加ふ

明治十七年七月

徴兵事務條例早解

○第十八號

徴兵事務條例別冊の通り相定む

右布達候事

明治十七年七月十九日

太政大臣 三條實美
陸軍卿 西郷從道
海軍卿 川村純義

(別冊)

徴兵事務條例

第一章 徴兵事務官及び其職掌 (官吏と務方とを示

しるる章ふり)

第一條 徴兵事務官の左の如し

一 鎮臺後備軍司令官

三 府縣駐在官

五 醫官

七 府縣兵事課長

二 營所後備軍司令官

四 郡區駐在官

六 府知事縣令

八 郡區長

第二條 鎮臺後備軍司令官の其軍管内徴兵の事を掌る

第三條 營所後備軍司令官の其師管内徴兵の事を掌り又毎年新兵徴集の際府縣徴兵署を巡行し兵種の撰定簿冊の審査兵役免除の處分を爲し徴集猶豫に係る者の府知事縣令と商議し之を裁決す但鎮臺所在地に營所後備軍司令官を置かざるを以て鎮臺後備軍司令官其職掌を兼攝するものとす

第四條 府縣駐在官の其府縣内徴兵の事を掌り又毎年新兵徴集の際醫官及び府縣兵車課長と共に徴兵検査所を巡行し壯丁検査の事を掌る

掌る

第五條 郡區駐在官の其郡区内徴兵の事を掌り又毎年新兵徴集の際名簿調査の事と掌る

第六條 醫官の毎年新兵徴集の際一等軍醫以下軍醫試補以上を以て之に充つ

一等軍醫の後備軍司令官に従ひ府縣徴兵署を巡行し壯丁の身材骨格兵役に適するや否を検査することを掌る

二等軍醫以下軍醫試補以上の府縣駐在官と共に徴兵検査所を巡行す其職掌一等軍醫に同じ

第七條 毎年新兵徴集の際前諸條官員の外海軍將校をして後備軍司令官の事務に參せしむることある可し

第八條 府知事縣令の管内徴兵の事と掌り又毎年新兵徴集の際府縣

徴兵署に於て後備軍司令官と商議し徴集猶豫の裁決を掌る

第九條 府縣兵事課長の其府縣内徴兵の事務を整理し又毎年新兵徴

集の際府縣駐在官と共に徴兵検査所を巡行し検査の事務を補助す

第十條 郡區長の郡區内徴兵の事を掌り又毎年新兵徴集の際名簿調

製の事を掌る

第十一條 毎年新兵徴集の際師管徴兵區の諸記録の後備軍司令部書

記をして之を掌らしむ

検査及び抽籤の筆記の筆生をして之を掌らしめ身體検査の記録の

地方醫員をして之を掌らしめ又身體検査の補助を爲さしめること

ある可し
第十二條 徴集猶豫の事に係り後備軍司令官と府知事縣令と商議整

いづるべき各其事由を具し陸軍卿に伺出可し但後備軍司令官の其所管長官を経由す可し

第二章 徴兵検査所及び徴兵署 (役所を示しうる章あり)

第十三條 壯丁の検査を施行する爲め府縣管地の廣狹及び壯丁の多

寡に應じ集合便宜の地を撰み若干の徴兵検査所を設く可し

第十四條 各府縣徴兵區に於て其事務を整理する爲め毎年新兵徴集

の期に先ち府縣廳所在の地及び管内便宜の地に一の徴兵署を設く

可し但一府縣の管地兩師管に分屬するもの毎師管に一の徴兵署

を設く可し

第十五條 徴兵検査所及び徴兵署の毎年新兵徴集中開くものよして

該事務竣れば之を閉づ可し
第三章 各自届出 (届方を示したる章あり)

第十六條 徴兵令第三十四條の届書の第一書式第三十五條の届書の第二書式第三十六條の届書の第三書式を據り之と認め戸長に差出す可し但第三十五條の届書に左の書類を添ふ可し

(參照) 徴兵令

第三十四條 毎年一月より十二月迄は年齢満十七歳と成る者の其年の九月一日より同月十五日迄は戸主本人戸主より本人の氏名族籍住所誕生の年月日及び職業を記載し本籍の戸長に届出可し (此届を怠れば三圓以上三十圓以下の罰金)

第三十五條 毎年一月より十二月迄は年齢満二十歳と爲る者の其年の九月一日より同月十五日迄に書面を以て戸主本人あればより本籍の戸長に届出可し若し届出の後翌年四月十日迄に異動を生じたるときは其理由を詳記し三日以内に本

籍の戸長に届出可し但二十歳未満にして現に服役する者の届出るに及ばず (此届を怠れば三圓以上三十圓以下の罰金)

抽籤なしに出さるあり

一 徴兵令第七條に當る者の刑名宣告書寫 (參照) 徴兵令

第七條 重罪の刑に處せられたる者の兵役に服することを許さず

二 徴兵令第十七條第一項第二項に當る者の事由を記したる詳細書第三項に當る者の第四書式の事由書及び戸籍寫第四項並に同令第二十二條の諸項に當る廢疾不具等あして一家の生計を營むこと能はざる爲め徴集猶豫を關する者の事由を記したる詳細書及び第五書式の醫師診斷書並に同郡區内現役兵の戸主た

る者二人以上の保證書及び戸籍寫重罪の刑に處せられたる者の刑名宣告書の寫

(參照) 徴兵令

第十七條 左に掲ぐる者の徴集を猶豫す但其年補充員不足るとき又い戦時若くは事變に際し兵員を要するときは之を徴集とす

第一項 兄弟同時に徴集に應ずる者の内一人及び現役兵の兄或は弟一人

第二項 現役中死没又は公務の爲め負傷し若くは疾病に罹り免役したる者の兄或は弟一人

第三項 戸主年齢満六十歳以上の者の嗣子或は承祖の孫

第四項 戸主癡疾又は不具おして一家の生計を營むこと能ざる者の嗣子或は承祖の祖

第五項 戸主

第二十二條 左に掲ぐる者の第十七條お照して徴集を猶豫するの限よ在らず

第一項 附籍戸主及び附籍戸主の嗣子或は承祖の孫

第二項 廢疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能ざるに非ず或は重罪の刑に處せられたるに非ずして嗣子承祖の孫若くは相續人と罷め更な定めたる嗣子承祖の孫

第三項 年齢六十歳未滿の戸主廢疾又は不具にして一家の生計を營むこと能ざるに非ず或は重罪の刑に處せられたるに非ずして戸主を罷め年齢六十歳以上の者にして其跡を繼ぎたる戸主の嗣子或は承祖の孫

第四項 分家し又ハ絶家若クハ廢家ト再興シタル戸主及び其戸主の嗣子或ハ承祖の孫

第五項 嗣子承祖の孫失踪して五箇年を経ざる者の跡又定免たる嗣子承祖の孫

第六項 第二項第三項第四項に當る嗣子或ハ承祖の孫にして戸主廢疾又ハ不具等にして一家の生計を營むこと能ハざるに非ず或ハ重罪の刑に處せられたるに非ずして戸主を罷め其跡を繼ぎたる戸主

第七項 年齢六十歳未満の者廢疾又ハ不具にして一家の生計を營むこと能ハざるに非ず或ハ重罪の刑に處せられたるに非ずして戸主を罷め其跡を繼ぎたる戸主

第八項 嗣子承祖の孫又ハ相續人廢疾又ハ不具等にして一

家の生計を營むこと能ハざるに非ず或ハ重罪の刑に處せられたるに非ずして戸主の死亡跡若クハ戸主と罷めたる跡を繼がす他の者にして其跡を繼ぎたる戸主

第九項 戸主失踪して五箇年を経ざる者の跡を繼ぎたる戸主

三

徴兵令第十八條第一項に當る者の辭令書寫第二項に當る者の卒業證書寫及び辭令書寫第三項第四項に當る者の學校長若クハ所屬長の證明書第七項に當る者の地名校名及び修業の學科並に入校の年月日等記載の書及び公使又ハ領事の證明書第八項に當る者の檢察官の證明書第九項に當る者の刑名宣告書寫

(參照) 徴兵令

第十八條 左に掲ぐる者の其事故の存する間徴集を猶豫す

- 第一項 教正の職に在る者
 - 第二項 官立府縣立學校と小學校の卒業證書を所持する者をして官立公立學校教員たる者
 - 第三項 官立大學校及び之に準ずる官立學校本科生徒
 - 第四項 陸海軍生徒海軍工夫
 - 第五項 身幹未だ定尺に満たざる者
 - 第六項 疾病中或は病後の故を以て未だ勞役に堪えざる者
 - 第七項 學術修行の爲め外國へ寄留する者
 - 第八項 禁錮以上お該る可き刑事被告人と爲り裁判未決の者
 - 第九項 公權停止中の者
- 四 徵兵令第十九條に當る者の學科并に等級を記したる學校長又

の所屬長の證明書

(參照) 徵兵令

「第十九條 官立府縣立學校を小學校に於て修業一箇年以上の科程を卒りたる生徒の六箇年以内徵集を猶豫す」

五 徵兵令第二十一條に當る者の決裁書の寫

(參照) 徵兵令

「第二十一條 官省院廳府縣に於て餘人を以て代ふ可からざる技術の職を奉ずる者の太政官の決裁お依て徵集を猶豫することある可し」

第十七條 各自届出を爲すに當り戶主旅行又は外國寄留等あて届出を爲し能はざる時本人又は親族の者より届出可し

第十八條 各自届出を終るの後抽籤の前他の府縣に轉籍する者の三

日以内に舊住地新住地雙方の戸長を届出可し

第四章 下調 (徴兵に於ける者の下調方を示したる章あり)

第十九條 毎年九月一日以前戸長の各自届出を爲す可き者をして徴兵令第三十四條第三十五條第三十六條(第三十四條より第三十)の届出を怠たらしめざる様注意を可し

第二十條 戸長届書と領收せし其町村の戸籍に照し届渡の者あきや否を調査し國民兵入籍者と徴兵相當者とを分ち徴兵相當者の各自姓名の頭に記載したる箇條并に事由書或は證書等相違あきや否を審査し其届書に署名押印し更徴兵令第七條第十七條第十八條第十九條第二十一條(第七條より第二十)に當る者も検査を受く可き者とを區別し國民兵入籍者の届書と共に書類目録を添へ毎年九月二十五日迄郡區長に差出す可し但徴兵令第三十五條但書(前第十六

第二十一條 戸長の検査を受く可き者の戸籍又基き人別表(第六二葉)を製し各自届書と共に郡區長に差出す可し但人別表用紙の各自届出の季節に先ち府縣廳より之を下付す可し

第二十二條 各自届出の後身上の異動と届出るべきの戸長之を調査し三日以内に郡區長に差出す可し

第二十三條 郡區長の戸長より差出た所の各自届書人別表其他諸書類の成規に適するや否を點檢し然る後壯丁名簿(第七)及び壯丁異動名簿(第八)を製し卷末に署名押印し各自届書人別表其他諸書類と共に十月十五日迄之を郡區駐在官に送致す可し

第二十四條 郡區駐在官の郡區長より送致する所の名簿並に諸書類

を點檢し其郡區内の壯丁中遺漏或ハ差違ありや否を調査し又人別表備考區畫に記載する件々の適否を嚴査し訂正加書し然ル後名簿の卷末に署名押印し諸書類と共に郡區長に返付す可し

第二十五條 郡區長の郡區駐在官より返付する所の名簿は各自届書人別表其他諸書類を添へ十月二十五日迄之を府縣廳ハ差出す可し

第二十六條 壯丁名簿調製の際郡區長ハ人別表備考區畫ハ記載する件々の適否と嚴査し訂正加書す可し

第二十七條 寄留地に於て徵集に應じ又ハ檢査を受けんと欲する者ハ該部内の者と混せざる爲め他府縣より寄留の部と題し本籍地に於てハ他府縣に寄留の部と題し之を別簿に作る可し

第二十八條 郡區長の壯丁名簿異動名簿整頓前第二十二條ハ據り身

上の異動届書を戸長より差出すとき之を調査し名簿を訂正す可し若し名簿整頓後に係るとさハ府縣廳又ハ徵兵署或ハ檢査所ハ送る可し但徵兵令第三十四條(前参照)の各自届出後身上異動の届書ハ三日以内に府縣廳に差出す可し

第二十九條 他府縣に籍を轉ずるの異動届書の郡區長より府縣廳に差出し該廳より新住地府縣廳に通牒す可し

第三十條 郡區長の壯丁名簿壯丁異動名簿等を府縣廳に差出したる後國民兵入簿者の届書に據り國民兵名簿第九式を調製し卷末に署名押印し各自届書と共に十月三十日迄之を郡區駐在官ハ送致す可し

第三十一條 郡區駐在官ハ郡區長より送致する所の名簿を點檢し其郡區内の國民兵入簿者の遺漏或ハ差違ありや否を調査し然ル後卷

末に署名押印し郡區長を返付し郡區長の各自届書と共に十一月十日迄に之を府縣廳に差出す可し

第五章 徵員配當 (徵集する人數の配方を示したる章あり)

第三十二條 毎年徵集す可き陸軍新兵の員數の陸軍卿之を告示し海軍新兵の員數の海軍卿之を告示す可し

第三十三條 鎮臺司令官の其告示に基き後備軍司令官より差出す所の人員を率とし軍管徵集人員配當表第十を作り之を陸軍省に開申し又管内府縣廳及び府縣駐在官に通牒す可し府縣廳に於て之を管内に告示す可し

第六章 検査準備 (徵兵検査迄の用意を示したる章なり)

第三十四條 府縣廳に於ては毎年十一月一日より徵兵署を開設し府縣駐在官醫官府縣兵專課長地方醫員及び筆生出頭し徵兵検査の準備を爲す可し

第三十五條 府縣廳に於ては各自届書人別表其他諸書類の成規に適するや否を審査し戸籍帳と照較し遺漏及び差違なきや否を調査し然る後徵兵署に送致す可し

第三十六條 府縣駐在官の府縣廳より徵兵署へ送る所の諸書類の成規に適するや否を調査し又壯丁名簿壯丁異動名簿中徵集に應ず可き者の總人員を營所後備軍司令官に差出す可し但營所後備軍司令官の之を一師管に取纏め鎮臺後備軍司令官を経て鎮臺司令官に呈す可し

第三十七條 府縣駐在官の前條書類調査の後府縣兵專課長と商議し管地の廣狹及び壯丁の多寡に應じ検査所並に巡回日割を定め其表面第十一を製し後備軍司令官を経て鎮臺司令官に府縣兵專課長の

府知事縣令之を開申す可し

第三十八條 検査所並に巡回の日割已み定まるるを其の府縣廳より郡

區長及び戸長に達し戸長之と其町村内検査を受く可き者に達し

置り徴集の日時に至れば壯丁を引纏め指定の場所に出頭す可し

第三十九條 府縣兵事課長の徴兵署に於て筆生として人別表に基き

検査表第十二を製せしめ検査の席を備へ置く可し但検査表用紙の

検査の季節に先ち府縣廳より之を徴兵署に送る可し

第四十條 壯丁中疾病處刑又の逃亡失踪等にて検査所に出頭せざる

者あるときは戸主或の親族の者より逃亡失踪等の者の事由書に

戸長の奥書證印憲兵部若くの警察署の證認を受け疾病の者の醫師

の診断書第五處刑中の者の刑名宣告書寫を以て郡區長を経て徴兵

検査所へ届出可し但起居自在ならざる疾患にして車駕等を用ふる

も出頭する能いざる者の其家より就き之を検査し若くの他の検査所
に出頭せしむる等府縣駐在官府縣兵事課長商議して之を處分す可し
(参照) 徴兵令

「第四十一條 兵役を免かれん爲め身體を毀傷し疾病を作爲し

其他詐偽の所爲を用ひ又の逃亡若くの潜匿したる者又の正

當の故なく検査所に參會せず中零者の抽籤の法を用ひを直

に現役に徴集し又の翌年検査と遂げ第四十條 (徴兵令の四

に掲ぐる者に先ち抽籤の法を用ひず徴集す」

第四十一條 徴兵検査所に於て額収する所の諸願届書の府縣駐在官

府縣兵事課長と商議し之を處分し壯丁名簿壯丁異動名簿に訂正を

加へ若し處分すること能いざるもの或の成規外に係るもの意見

書を添へ之を巡行の役備軍司令官に差出す可し

第七章 検査 (徴兵人の検査の仕方を示したる章あり)

第四十二條 検査の概ね十一月十日より始め第三十四條に掲ぐる所の諸員徴兵検査所を巡行し其事務を調理す

第四十三條 戸長より検査の達を受けたる者の戸長に従ひ指定の日時に其場所より出頭し府縣駐在官府縣兵事課長の面前於て身體の検査を受く可し

第四十四條 身體検査を爲すとき郡區駐在官郡區長列席し郡區駐在官の壯丁名簿壯丁異動名簿中徴集の部に記載したる順序は壯丁を呼出し警官の徴兵検査規則に據り體格を検査し合格の者の更に其體格の等位を區別す不合格の者及び身體四尺九寸未滿の者の地方醫員をして之を検査表に記註せしめ警官之に捺印して府縣駐在官に差出す可し但四尺九寸未滿の者及び不合格者の骨相の検査表に

記註するを要せず唯其尺度並骨相の部に主任の醫員捺印す可し

第四十五條 壯丁の身體検査終る毎に府縣駐在官の府縣兵事課長と共に人別表に據り本人に姓名住所族職業父兄の姓名等相違るきや否を尋問す可し

第四十六條 人別表調査の後府縣駐在官の検査表を據り筆生をして人別表中身幹尺度の區畫に各自の寸尺を記註せしめ又疾病缺損又

の身幹四尺九寸未滿の者の備考區畫に何の事故に付徴集猶豫疾病缺損に付除役等其要領を記註せしむ可

第四十七條 壯丁中癲癇狂病白痴夜盲聾啞遺尿等の如き疾病あり其

狀を申告せんとする者の平素其病狀を熟知する近隣の戸主二人以上

の證書を添へて検査所に申出可し警官に於て相違あしと認定する

るときに之に奥書證印す可し若し認定すること能はざるときに府

縣駐在官に致す可し駐在官の之を徵集の部に加ふ可し

第四十八條 壯丁の身體検査終る毎に府縣駐在官の府縣兵事課長と共に合格又は不合格或の徵集猶豫の要領を壯丁名簿壯丁異動名簿中の各自姓名の頭に記註す可し

第四十九條 身體検査終りたる後郡區長の合格者をして抽籤總代人と撰バしめ其姓名住所を府縣兵事課長に通牒す可し

第五十條 府縣駐在官の人員別表考備區畫を案じ訂正を加ふ可きもの之を加へ醫官に謀り身體最も健全にして近衛兵に適當すと思考するもの人員別表考備區畫に近衛何兵適當の文字を記註す可し

第五十一條 府縣駐在官の壯丁の職業に注意し海軍兵に適當をと思考するもの人員別表考備區畫を海軍何兵適當の文字を記註す可し

第五十二條 府縣駐在官の合格者の人員別表及び検査表を照し各自の

身材藝能職業に應じ豫め兵種を區別す可し

第五十三條 近衛諸兵の總て品行方正にして且體格最健全なる者より撰ぶ可し其身幹砲兵の五尺五寸以上歩兵騎兵工兵の五尺三寸以上の者たる可し

第五十四條 鎮臺に屬する諸兵の身幹砲兵の五尺五寸以上歩兵騎兵工兵輜重兵の五尺三寸以上の者たる可し若し不足するときは砲兵の五尺四寸以上歩兵騎兵工兵輜重兵の五尺二寸以上の者を以て之に充て仍ほ不足するときは臨時其定尺を減することある可し

第五十五條 陸軍雜卒又の職工として徵集する者の身幹五尺以上に於て雜卒又の職工の勤務に適當の者より之を撰ぶ可しと雖も若し

所要の人員不足するときは其體格五種兵に亞ぐ者又の身幹四尺九寸以上にして各其勤務に堪ふ可き者より之を撰ぶ可し

二十五

第五十六條 海軍兵に左に掲ぐる項目の順序に従ひ之を撰ぶ可し其
身幹永兵火夫の五尺以上を定尺とす

第一項 航海學又ハ機關學卒業の者

第二項 西洋形船舶に乗組の者

第三項 瀛車或ハ諸製造所等ニ於テ機關手又ハ火夫の業ニ従事
する者

第四項

現に前諸項の職業に従事せずト雖モ一箇年以上嘗て之
に従事せし者

第五項

日本形五百石以上の船舶に乗組の者

第六項 日本形五百石未満の船舶に乗組の者

第五十七條 海軍職工として徴集する者の身幹四尺九寸以上にして
其勤務ニ適當の者より之を撰ぶ可し

第五十八條 兵種の區別已ニ竣レバ府縣駐在官ハ府縣兵事課長ト共
ニ壯丁名簿壯丁異動名簿人別表検査表其他一切の書類を取纏ヒ巡
行の後備軍司令官に差出す可し

第八章

抽籤準備

(徴兵人に籤札を抽す迄の用意を示した
る章あり)

第五十九條 營所後備軍司令官ハ府縣駐在官の報告に據リ一府縣の
徴兵検査事務完了の日時と量り巡回日割表第十三と作り鎮臺後備

軍司令官を経て之を鎮臺司令官ニ開申シ又其巡回す可キ府縣廳及

ハ府縣駐在官に通牒す可し

第六十條 府縣廳に於テハ後備軍司令官の通牒ニ據リ其日時場所を

抽籤總代人ニ達シ出頭せしむ可し

第六十一條 抽籤施行に先チ府縣兵事課長ハ徴兵署に於テ筆生とし

て籤丁名簿及び籤札を調製せしめ抽籤の席に備へ置き又其府縣籤丁の總員及び各兵種現役補充の徵員を記載せしめ之を抽籤場所に掲示す可し

第六十二條 籤丁名簿の籤丁の姓名住所を記し又籤札の左式の如く厚紙を凡ろ方三寸五切り之を四ツ折にして中分を拵り合格者の數に應じ調製す可し

籤札

近衛(鎮臺)
(海軍)
何兵第何番

第六十三條 後備軍司令官の府縣巡行期日に至れば徵兵署を巡行し壯丁名簿壯丁異動名簿其他諸書類の成規に適するや否を審査の上檢印し又徵集猶豫を關する書類の府知事縣令と商議し成規に照し

て之を處分す可し

第六十四條 後備軍司令官の抽籤施行に先ち徵兵令第四十一條に當る先入兵同令第四十條に當る入營延期の者及び同令第十條に當る志願兵を調査し現役兵編入の順序に従ひ現役番號を附す可し

(參照) 徵兵令

「第十條 年齢二十歳に満たずと雖も満十七歳以上の者の現役を志願することを得」

第四十條 第三十九條(病氣犯罪等にて)に掲ぐる者其年九月一日に至るも事故猶止まざるものとさひ之を翌年廻しの者となし翌年更ニ検査を遂げ他の徵員に先ち徵集す可し但戰時若くは變に際し兵員と要するときは翌年徵集の期を待たず徵集す

第四十一條 (前参照)

第九章 抽籤 (籤を抽時の手續を示したる章あり)

第六十五條 抽籤の後備軍司令官府知事縣令府縣駐在官府縣兵事課長郡區長及び郡區駐在官列席し徵集人員配當表に基き近衛諸兵鎮臺諸兵及び海軍諸兵を區別し雜卒職工亦其種類を分ち之を行ふ可し

第六十六條 抽籤總代人の抽きたる籤を確證する爲め籤簿掛の其籤を總代人より領取し籤丁名簿姓名の頭に貼付し徵兵署の割印を押し然る後總代人よ返付す可し

第六十七條 抽籤施行の際後備軍司令官の書記をして人別表に番號を記入し又籤簿式第十四を調製せしむ可し
籤簿の兵種と分ち當籤番號の順序を以て登記し卷末に籤簿掛署名

押印す可し但籤簿の別に一部を作り府縣廳に備へ置く可し

第六十八條 抽籤施行の後徵兵署に於て人別表に據り番號割符第十

五書を作り籤簿を引合せ徵兵署の割印を押し籤札を照し抽籤總代人に交付す可し但抽籤總代人の受領證書第十六を差出す可し

第十章 簿冊表面調製 (帳又の表を製る手續を示したる章也)
第六十九條 抽籤竣るの後徵兵署に於て左の名簿を作る可し

一 除役名簿 (徵兵よあらぬ者の名前帳)

徵兵令第七條及び第十六條に當る者の部類を分ち第十七書式に據り登記す

二 徵兵猶豫名簿 (徵兵を延す者の名前帳)

徵兵令第十七條第十八條第十九條及び第二十一條に當る者の部類并る條目を分ち第十八書式に據り登記す但同令第十

八條第五項及び第六項に當る者の年度と分別冊を登記す
 先入兵不參名簿（一番に入營する者の検査所へ行ぬ者の名前帳）
 徵兵令第四十一條に當る者にして其年検査を受けざる者を
 第十九書式に據り登記す
 入營延期不參名簿（入營の日を延せし者の行ぬ名前帳）
 徵兵令第四十條に當る者にして其年検査を受けざる者を第
 二十書式に據り登記す
 一年志願兵名簿
 近衛現役兵名簿
 鎮臺現役兵名簿
 海軍現役兵名簿
 近衛補充員名簿

十 鎮臺補充員名簿
 十一 海軍補充員名簿
 十二 現役兵検査名簿
 十三 補充員検査名簿
 右九名簿の番號の順序を從ひ兵種及び部類を分ち人別表及
 び検査表を以て編製す
 第七十條 前條に掲ぐる名簿の各二部検査名簿を作り卷末に後備軍
 司令官府知事縣令署名押印し一部は府縣廳の原簿とし一部は府縣
 徵兵表と共に後備軍司令官之を領收す可し
 第七十一條 抽籤竣るの後徵兵署に於て府縣徵兵表第二書式を作り
 又師官内徵兵事務全く竣れば後備軍司令官に於て府縣徵兵表を
 以て師管徵兵表と編製し第六十九條に掲ぐる所の諸名簿并に一師

管の徴兵景況書及び書類目録を添へ營所後備軍司令官の鎮臺後備軍司令官を経て鎮臺司令官に差出す可し

第七十二條 鎮臺司令官の前條の名簿諸書類附攸の後師管徴兵表を以て軍管徴兵表と編製し徴兵景況書と添へ五月十日迄に之を陸軍省へ送致し近衛兵名簿海軍兵名簿の四月一日迄に直に近衛局或は海軍省に送致す可し

第七十三條 國民兵名簿の壯丁名簿調査の原簿たるを以て之を府縣廳に備へ置き二十歳以下の者の年齢二十歳に至る迄の身上の異動ある毎に訂正を加ふ可し
府縣廳の國民兵名簿に從ひ毎年十二月一日調を以て國民兵人員表第二書式と製し翌年一月三十一日迄に之を陸軍省及び鎮臺へ差出す可し

第十一章 現役兵編入順序 (現に徴兵編込順序を示たる章也)

第七十四條 現役兵に編入の順序左の如し

- 一 徴兵令第四十一條に當る者 (第四十一條の年齢の順序又同年齡の者の誕生日の順序に從ふ)
- 二 徴兵令第四十條に當る者 (第四十條の前)
 - 第一項の者に亞ぎ年齢の順序又同年齡の者の誕生日の順序に從ふ
- 三 徴兵令第十條に當る者 (第十條の前)
 - 第二項の者に亞ぎ年齢の順序又同年齡の者の誕生日の順序に從ふ
- 四 現役當籤の者 (現在徴兵に出る籤に當る者)
 - 第三項の者に亞ぎ當籤番號の順序に從ふ

五 補充當籤の者 (徴兵の補充となるべき籤に當る者)

歩兵に在ての師管徴兵区内其他の軍管徴兵区内に平均し當籤番號の順序に従ふ

第七十五條 歩兵の補充員不足し師管徴兵区内に於て現役兵を充實する能はざるときは營所後備軍司令官の籤臺後備軍司令官を経て鎮臺司令官より上申し鎮臺司令官の師管より之を充實し又他兵の補充員不足し軍管内に於て現役兵を充實する能はざる時は鎮臺司令官より之を陸軍省に開申す可し

第十二章 新兵入營前の扱 (當り籤の徴兵入營所入迄の間)の取扱ひを示したる章あり

第七十六條 現役籤に當りたる者の入營の命を待つものあるが故五日間に往復する能はざる地お出るを許さず

第七十七條 新兵の概ね毎年四月二十日より五月二十日迄に入營せしむ可し

第七十八條 新兵入營の日時及び場所の毎年近衛局鎮臺父の鎮守府より府縣廳に通牒し府縣廳の速お其旨を入營可き者達せしめ左の手續を爲す可し

- 一 鎮臺兵の員數及び入營地に應じ最寄を分ち所要の附添人を附し入營地の後備軍司令部より出頭せしむ可し
- 二 近衛兵及び海軍兵の一人若くは二人の附添人を附し近衛局或は鎮守府に出頭せしむ可し

第七十九條 新兵入營地迄の旅費并に附添人の旅費の定則に照準し大藏省より支給す可し

第八十條 新兵入營の期に臨み父母の重病或は死没等の故を以て入

營延期を願ふ者ハ戸主又ハ親族ノ者ヨリ事實を詳記シ(其重病ハ醫師ノ診断書第五ノ添へ)戸長郡區長奥書證印シ郡區駐在官を経て府縣駐在官に願出るに於てハ詮議の上十四日以内の延期を許す可シ

第八十一條 前條の延期を許可せしむるときハ府縣駐在官ハ其旨を近衛局鎮守府又ハ入營地の後備軍司令部に通牒を可シ

第八十二條 入營延期の許可を得たる者期滿つれば即日戸長に届出戸長の直に出發せしめ其旨を近衛局鎮守府又ハ入營地の後備軍司令部に届出可シ

第八十三條 新兵入營の期ハ臨み其身疾病犯罪等よて入營し難き旨戸長に届出るときハ戸長奥書證印シ郡區長を経て近衛局鎮守府又ハ入營地の後備軍司令部に届出可シ其事故止むるとき亦同ト尤も疾病延びて十五日以上に及ぶ者ハ最初届出の日より三十日毎に届出

其年九月一日に至るも事故尙止まざる者ハ本人所持の番號割符を添へ同月十五日限り郡區長を経て府縣廳に差出し府縣廳より之を徴兵署に送る可シ

第八十四條 新兵入營前甲府縣より乙府縣に轉籍又ハ全戸寄留する者ハ即日戸主より甲府縣戸長に届出戸長の郡區長を経て府縣廳に届出可シ又乙府縣に到着するときは前同様の手續を以て番號割符を添へ届出可シ然るときハ甲府縣の當籤番號を存し他日入營の時に至り乙府縣同番號の者に次て入營せしむ可シ但本人より轉籍又ハ全戸寄留の旨ハ甲乙府縣の郡區駐在官に届出可シ

第十三章 歸休歸省 (徴兵を家に歸し置く者ト一時家に歸らす者トの手續を示したる章あり)

第八十五條 徴兵令第十七條(前参照)に照して徴集を猶豫するハ抽籤

以前該條項に當る者に限る但戸主若くは父兄等死没し又ハ重罪の刑ニ處せられ或ハ廢疾不具とあり本人を要するにあらざれば一家の生計を營むこと能はざるを以て詮議の上郷里に歸休せしめ又ハ第一豫備徵員に編入す（非常の事を以て）二十歳迄は（）徵集のあり）抽籤後養子又ハ他家の相續人とあり前項の事故を生ずるも詮議に及ばず

第八十六條 前條但書に當る者の戸主又ハ親族の者より其事由を詳記し戸籍寫若くハ刑名宣告書寫若くハ醫師診斷書第五並に同郡區内現役兵の戸主たる者二人以上をして事實を證せしめ戸長郡區長與書證印の上郡區駐在官を経て府縣駐在官に差出し該官の後備軍司令官を経て近衛局鎮臺或ハ鎮守府ハ申牒し近衛局鎮臺ハ陸軍省に鎮守府ハ海軍省に開申す可し但廢疾不具等の者の陸海軍醫官を

して地方醫師診斷書の當否を判定せしめ又ハ府縣駐在官及び其地陸海軍醫官をして其家に就き検査せしむることある可し

第八十七條 前條の若生兵或ハ二等若水兵若くハ二等若火夫の卒業後若くハ郷里に歸休せしめ又卒業以前なれば之を第一豫備徵員に編入す（第一豫備徵員の解ハ第八十五條にあり）

第八十八條 近衛兵にして前條ハ據り歸休せしむ又ハ第一豫備徵員に編入する者の近衛局より本籍所管の鎮臺に通牒し該鎮臺の管理に屬す可し

第八十九條 現役兵在管在艦中父母の重病或ハ死亡等にて歸省を願ふときハ其戸主又ハ親族の者より事實を詳記し其重病ハ醫師の診斷書第五と添へ戸長郡區長の與書證印を以て直に本人所屬の隊或ハ鎮守府に願出るに於てハ詮議の上往復を除き十四日以内の歸省

を許す可し尤も旅費の自辨たる可し但生兵二等若氷兵二等若火夫の卒業に至らず或の臨時に演習觀兵の擧あるとき又の航海中の本條の限に在らざ

第十四章 補充員及び豫備徵員（徵兵令第三十條より三十

三條に當る者の取扱等を示したる章あり）

第九十條 補充員の臨時補缺を除くの外鎮臺に於て毎年九月一日の

現役兵缺員に應じ概ね十月二十日より同月三十一日迄に入營するものとす但近衛兵海軍兵不在の近衛局海軍省より所要の人員を

九月二十日迄に陸軍省に通牒し陸軍省の之を各軍管に賦課す可し

第九十一條 補充員入營の期に臨み疾病又の犯罪等にて入營する能

いざる者の其事實を詳記し本入所持の番號割符を添へ（疾病の醫師の診斷書書式第五ふ添へ）速に戸長に届出可し戸長の奥書證印し郡區長

を経て府縣廳に差出す可し該廳に於ての其次番號の者より順次に繰上げ徵集人員を充實し入營せしめ其旨を府縣駐在官に通牒す可し

第九十二條 前條の事故に據り入營せざる者の習年徵集の期に當り

郡區長に於て其名簿を作り府縣廳に差出し府縣廳より之を徵兵署に送る可し

第九十三條 補充員にして入營を命せられたる者其入營迄の扱の總

て現役當籤者入營前の扱と異なることなし

第九十四條 補充員の十日間に往復すること能はざる地に出るを許

さず然れども已むを得ざる事故を生じ其日限を越ゆる地に出でんことを欲する者の事實并に往先と詳記し戸長郡區長の奥書證印と

受け郡區駐在官に出願す可し

第九十五條 補充員あして現役を志願する者の本人の願書に親族連署し戸長郡區長の與書證印を受け郡區駐在官も願出るときは詮議の上當籤番號の順序に拘はらず補充員徵集同時之を入營せしむ可し

第九十六條 補充員身上に異動を生ずるときは戸主又ハ親族の者より三日以内に戸長に届出戸長郡區長與書證印し郡區駐在官を経て之ヲ府縣駐在官に届出可し

第九十七條 補充員にして甲府縣より乙府縣に轉籍又ハ全戸寄留する者の第八十四條の例も據る可し

第九十八條 補充員あして第八十五條但書に當る事故を生じ徵集猶豫と出願する者の第八十六條の手續も據り主務省に開申す可し但主務省に於てハ詮議の上第一豫備徵員に編入す可し

第九十九條 第一豫備徵員身上に異動を生ずるときは戸主又ハ親族の者より三日以内に戸長に届出戸長の第九十六條の例に據り之を處分す可し

第一百條 第一豫備徵員にして十五日間に往復すること能はざる地も旅行せんと欲するもの其往先を詳記し戸長郡區長を経て郡區駐在官も届出て然る後旅行す可し但其届書ハ旅行中徵集の命あるときハ直に之を通牒す可き者の姓名住所を記入す可し

第一百一條 徵兵令第三十二條に據り第二豫備徵員とあるもの其年四月二十日お至れば別命あくして第二豫備徵員に編入せられたる者と心得可し

第二豫備徵員年齢三十三歳とある年の四月二十日お至れば別命あくして國民兵役も編入せられたる者と心得可し

第二百二條 補員充服役年期の計算ハ現役兵と同じく四月二十日より起算シ第一豫備徵員服役年期の計算ハ其編入す可き年の四月二十日より起算す可シ但第八十七條に當り第一豫備徵員とある者の其入營年の四月二十日より起算す

第十五章 一年志願兵 (徵兵令第十一條に據り自ら徵兵を願ひ出者の扱ひ方等を示したる章あり)

第二百三條 徵兵令第十一條(前参照)に據り一個年間現役に服せんことを志願する者の毎年九月一日より同月十五日迄に其願書(第二十三條)を戸長に差出す可シ戸長ハ之に奥書證印シ郡區長を経て十月一日限り府縣廳に差出し府縣廳より之を徵兵署に送る可シ

第二百四條 志願者の當分の内各自の志望に由り歩兵看護卒及び看馬卒の内就職其種類を撰び出願することを得

第二百五條 食料被服等の自辨金の一名金壹百圓にして其現品の官より之を支給す但自辨金の二月一日迄に府縣廳を経て鎮臺に納む可シ

徵兵令第十一條第二項に據り若干月にして歸休を命じたる者にハ殘金を返付す可シ(徵兵令第十一條の前参照あり)

第二百六條 志願兵入營前の扱ひ總て現役當籤者と異なることとし入營後第八十五條但書に當る事故を生ぜしときハ第八十六條及び第八十七條を適用す可シ

第二百七條 歩兵志願者の各軍營ハ之を纏め別段の教育を受けしめ看護卒看馬卒志願者の各軍官の其部に屬し教育を受けしむ可シ

第二百八條 志願兵現役一個年を終れば六個年間豫備役に服す可シ

第二百九條 志願兵中品行方正勤務勉勵にして技藝に熟達し下士の任

不堪ふ可き者あり其適任證書を付與す可し
又教育上拔群の結果を得たる者ハ豫備役下士に任じ士官適任證書を付與す可し

第一百十條 志願兵検査所往復及び入營歸郷の旅費ハ總て自辨とす
第十六章 臨時徵兵事務（時あらず兵士を徵集む時の扱ひ方を示したる章あり）

第一百一十條 戰時若クハ事變に際し兵員を要するときは左に掲ぐる項目の順序に従ひ徵集す可し

- 一 徵兵令第四十條の事故止みたる者（第四十條の前）
- 二 補充員（徵兵令第三十條に當る者）
- 三 第一豫備徵員（徵兵令第三十一條に當る者）
- 四 徵兵令第十七條に當り徵集を猶豫せし者（第十七條の前）

五 第二豫備徵員（徵兵令第三十二條に當る者）

第一百十二條 豫備徵員の年次を逐ひ服役日尙淺き者より當籤番號の順序に従ひ之を徵集し又徵兵令第十七條（前参照）に當り徵集を猶豫せし者の項目及び當籤番號の順序に従ひ之を徵集せ

第一百十三條 第一百一十條第一項第二項第三項に掲ぐる者を徵集するの手續ハ平常補充員を徵集するに同じ

第一百十四條 第一百一十條第四項第五項に掲ぐる者と徵集するときは府縣廳に於て臨時徵兵署と設け徵集の準備を爲す可し

第一百十五條 臨時徵兵署に於てハ検査所并に巡回日割を定め後備軍司令官及び府知事縣令に開申す可し但府縣廳に於てハ戸長をして壯丁を引纏め指定の日時場所に出頭せしむ可し

第一百十六條 検査所巡行の諸員の府縣駐在官醫官府縣兵事課長地方

醫員及び筆生とす但郡區長郡區駐在官の検査所出頭し同所の事務と補助す可し

第百十七條 身體検査竣るの後府縣駐在官の臨時徵兵署に於て府知事縣令と商議し徵兵令第十七條(前参照)に當る者の各項目に番號を分ち第二豫備徵員の各年度に番號を分ち抽籤を施行す可し

第百十八條 一府縣の臨時徵兵事務全く竣るの後府縣駐在官の人員別表検査表を點檢し兵種及び部類を分ち人員別表の臨時徵員明細名簿とし検査表の臨時徵員検査名簿とし籤簿と共に營所後備軍司令官に差出し該官の之一師管に取纏め兵種を分ち人員表を製し名簿と共に鎮臺後軍備司令官と經て鎮臺司令官に差出し鎮臺司令官の軍官人員表と製し之と陸軍省に開申す可し

第百十九條 臨時徵兵事務の本章に掲ぐる諸條を除くの外定期徵兵

事務に準じ便宜處分す可し

第百二十條 國民兵を徵集する方法の別に之を定む

第十七章 雜則 (諸の手續と示したる章あり)

第百二十一條 徵兵令第十條に據り現役志願の者の其願書第二十に

戸長郡區長の奥書證印を受け徵兵検査所出願す可し但検査所出願の旅費の合格者に限り官給す

第百二十二條 徵兵令第十七條第十八條第一項乃至第三項及び第十

九條に當る者年齢滿二十七歳以下にして現役を志願するときは前條の手續を以て徵兵検査所出願す可し但旅費の前條に同じ

第百二十三條 徵兵令第十一條及び第十八條第二項の卒業證書の學

期二個年以上の學校に於て二個年以上の課程を卒りたる證書に限る第百二十四條 徵兵令第十七條に當る者を集集するときは其項目の

順序に従ふ可し

第二百二十五條 徴兵令第十七條第一項及び第二項の兄弟の同戸籍中の實兄弟に限る

第二百二十六條 徴兵令第十七條第一項の兄弟同時徴集に當り検査の上共ニ合格するときは、情願に據り一人を猶豫す可し

前項の者他府縣に寄留し該地に於て検査を受けんと欲するときは、各自届出と爲す年の八月十五日迄、其旨を寄留地戸長に願出本籍戸長に届出可し

第二百二十七條 武官并陸海軍生徒の兄弟の徴兵令第十七條第一項第二項に據るの限不在らす

第二百二十八條 豫備兵後備兵召徴中死没又ハ公務の爲め負傷し若クハ疾病に罹り免役したる者の兄弟徴集に當るときは、徴兵令第十七

條第二項に據り、徴集猶豫に屬す可し

第二百二十九條 徴兵令第十七條第一項の現役兵の兄或ハ弟一人の徴集と猶豫す可しと雖も、現役中の者其年四月現役満期或ハ脱走中又ハ歸營償勤中あるときは、徴集に應ず可し

第三百十條 徴兵令第十七條第十八條第十九條及び第二十一條に當りたる者七個年間に其資格を失ひたるときは、徴集すと雖も更に徴兵令第十七條及び第十八條第七項に當る者并陸海軍生徒とある者の徴集猶豫に屬す可し

第三百十一條 各自届出後即ち九月十六日以後に於て徴兵令第十八條第一項第二項第三項第四項陸海軍生第十九條及び第二十一條に當るも徴集猶豫の限不在らすと雖も翌年四月十一日以後九月十五日迄に該條項の名稱を得たる者の徴集猶豫に屬す可し

日迄に該條項の名稱を得たる者の徴集猶豫に屬す可し

第三百三十二條 徴兵令第十八條第三項の生徒にして二個年以上の課程を卒りたる者の同令第三十一條に據り第一豫備徴員に編入すべきを以て徴兵検査時限に至れば郡區長より其學校又通牒し最寄の徴兵検査所に出頭せしめ身體の検査を受けしむ可し

第三百三十三條 徴兵令第十八條第三項を掲げたる官立大學校に準ずる官立學校の左の如し

- 一 工部大學校
- 二 農商務省騎場札幌農學校
- 三 司法省法學校

第三百三十四條 徴兵令第十八條第一項第二項第三項第四項第十九條第二十條を除く及び第二十一條に當る者其事故止めたるべきの學校長若くは所屬長より本人所管の府縣廳に通牒す可し

第三百三十五條 徴兵令第十九條を掲ぐる修業一個年以上の課程を卒りたる生徒の該校に於て其課程を卒りたる者のみに限らず他の學校より入學し一個年以上の課程を卒りたる生徒に編入せられたる者亦該條に據り徴集猶豫を屬す可し

第三百三十六條 官吏判任及び戸長の徴兵令第二十條第一項を據り召集を猶豫すと雖も准官吏の該條項に據り召集を猶豫するの限に在らず

第三百三十七條 附籍戸主及び其嗣子或は承祖の孫の徴兵令第二十二條第一項に據り徴集すと雖も其戸主徴兵各自届出期限即ち九月十五日以前に一戸を設立するときは徴兵令第十七條第三項及び第五項に據り徴集猶豫に屬す可し但分家し又は絶家若くは廢家を再興したる戸主にして更に附徴したる後別に一戸を設立するも本條の

限^リ在^ルら^ズす

第三百二十八條 徴兵令第二十二條第四項の嗣子或ハ承祖の孫ハ徴集
と雖も其戸主分家又ハ絶家廢家再興後廢疾不具等となり一家の
生計を營むこと能^ハざるるとき又ハ重罪の刑に處せられたるときハ
徴集猶豫に屬す可^シ

第三百二十九條 徴兵令第二十二條第二項の嗣子或ハ承祖の孫ハ徴集
すと雖も各自届出を爲す年の九月十五日迄に前嗣子承祖の孫若ク
ハ相續人同^ノ籍廢疾又ハ不具等あり一家の生計を營むこと能^ハ
ざる者に齊^シるとき又ハ重罪の刑に處せられたるときハ徴集猶豫
に屬す可^シ

第四百十條 徴兵令第二十二條第二項に當^ル嗣子或ハ承祖の孫にし
て其第六項に據^リ戸主ありたる者及び其第七項の戸主ハ徴集す

と雖も其徴集に應ず可^キ年の一月迄に前戸主同^ノ戸籍已に六十歳に
至るか又各自届出を爲す年の九月十五日迄に廢疾又ハ不具等とあ
り一家の生計を營むこと能^ハざる者に齊^シるとき又ハ重罪の刑に
處せられたるときハ徴集猶豫に屬す可^シ

第四百十一條 徴兵令第十七條第三項第二十二條第三項及び第七項
ハ掲ぐる六十歳又同令第二十二條第五項及び第九項に掲ぐる五個
年の徴集に應ず可^キ年の一月を以て分界と爲す可^シ

第四百十二條 徴兵令第十八條第五項第六項に當^ル者の事故の存す
る間徴集猶豫に屬すと雖も毎年検査所に出頭し身體の検査を受く
可^シ 徴兵令第十七第十八第二十二條前参照にあり

第四百十三條 徴兵検査呼出又ハ入營に際するときは民事訴訟の爲
め裁判所の召喚ありと雖も検査又ハ入營日時を延期せず

第四百四十四條 戦時若くは事變に際しては第八十條第八十五條但書及び第八十九條に當る事故生ずと雖も詮議に及ばず

第四百四十五條 徴兵令第十七條第四項及び同令第二十二條の諸項に當る瘵疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざる者の徴兵検査所に呼出し検査す可し但起居自在ならざる疾患おして車駕等を用ふるも出頭する能はざる者の府縣駐在官醫官及び府縣兵事課長其家に就て検査することある可し

第四百四十六條 前條の者他府縣に寄留し該地に於て検査を受けんと欲するときは適齡者の各自届出を爲す年の八月十五日迄に其旨を寄留地戸長に願出本籍戸長に届出可し

第四百四十七條 徴兵署閉鎖後徴兵令第三十六條に當る者の翌年之を徴集す可し

第四百四十八條 徴兵令第四十一條に當る者其年疾病或は犯罪等おて期限に際し入營すること能はずして九月一日に至るも事故尙止まざるときは翌年更に検査を遂げ仍舊先入兵として徴集す可し

第四百四十九條 徴兵令第四十一條に當る者おして爾後同令第十七條第十八條第四項第五項第六項及び第十九條に該當すも雖も徴集猶豫の限に在らず

第四百五十條 徴兵既行の地在籍の者にして沖繩縣及び北海道の内徴兵未行の地は轉籍し更に他の府縣に寄留する者の寄留地に於て各自届出を爲し其本籍の者と同じく徴集に應ず可し

徴兵未行の地に單身寄留の者の本籍地に歸り徴集を應ず可しと雖も全戸寄留の者の徴集猶豫に屬す可し

第四百五十一條 徴兵令第三十四條第三十五條第三十六條第三十九條

の届出を怠り又ハ兵役と免れんが爲め身體を毀傷し疾病を作為し
其他詐偽の所爲を用ひ又ハ逃亡潜匿したる者又ハ正當の故なく檢
査所ハ參會せざる者あるときハ普通治罪法の手續ハ據り之ヲ告發
す可シ

第百五十二條 徴兵署又ハ徴兵検査所に差出す可キ願書ハ三通届書
ハ二通徴兵署宛て差出す可シ

第十八章 附則 (附屬する規則にて徴兵令中尙徴集するもの
とせぬ者等と示したる章あり)

第百五十三條 明治十四年一月より明治十六年十二月迄に滿二十歳
とありたる者にして舊徴兵令第二十八條(末の參照)に當り國民軍の
外免役に屬する者新徴兵令に照し常備年期(現役三年)の第七年檢
査期限内に在て名稱と罷めたるときハ更ニ徴集に應せしめ其第七

年検査時限を經過する者の舊徴兵令にて處分せし儘之と名簿に据
へ置く可シ

第百五十四條 明治十四年一月より明治十六年十二月迄に滿二十歳
となりたる者ハして舊徴兵令第二十九條第三十條第三十一條及び

第三十四條(末の參照)に當り平時免役又ハ徴集猶豫に屬する者新徴
兵令に照し常備年期(現役三年)の第七年検査時限内に在て名稱を
罷めたるときハ更ニ徴集に應せしめ其第七年検査時限を經過する
者の新徴兵令第三十二條ハ據り第二豫備徴員と爲す可シ

第百五十五條 現今豫備兵服役中の者の最初豫備軍に編入せし年の
四月二十日より起算し四個年の役に服せしめ滿期の後後備兵役ハ
服せしむ但定期に在らずして臨時豫備軍に編入せし者の其編入せ
し日より起算し四個年の役ハ服せしめ滿期の後後備兵役に服せし

第百五十六條 現今後備兵服役中の者の最初後備軍に編入せし年の四月二十日より起算し五箇年の役を服せしめ満期の後國民兵役に服せしむ但定期に在らずして臨時後備軍に編入せし者の其編入せし日より起算し五箇年の役に服せしを満期の後國民兵役に服せしむ

第百五十七條 舊徵兵令第三十六條(末の參照)に據り第一豫備徵兵服役中にして年齢二十七歳を経過せし者及び現に第二豫備徵兵服役中の者の新徵兵令第三十二條(前の參照)に據り第二豫備徵兵と爲す可し

第百五十八條 新徵兵令第二十二條の諸項に當る者と雖も其事柄の明治六年一月十日即ち徵兵令創定以前に係る者の該條項を以て處

分するの限に在らず

第百五十九條 明治十六年第十二月迄に年齢満二十歳とありたる者にして舊徵兵令第六十條第六十一條(末の參照)及び舊徵兵事務條例第百八十條の届出を怠たる者明治十七年九月十五日迄に届出せざるときは新徵兵令第四十三條に據り處分す可し

(參照) 舊徵兵令

第二十八條 左に掲ぐる者の國民軍の外兵役を免す

第一項 戸主

但し徵兵年齢以前に分家し又い新たに分家したる女戸

主に入婿し或り絶家を再興し及び年齢五十歳未満の者
隠居し養子又り相續人にして其跡を續ぎたる戸主の此
限に非ず

第二項 獨子(嗣子)獨孫(承祖の孫)

但姊妹の有無を問はず

第三項 年齢五十歳以上の者の嗣子或り承祖の孫

但徴兵年齢以後の嗣子或り承祖の孫と分家し或り五十歳
未満の者の養子(本家の故を以て已むを得ざる者を除く)
とし又り絶家を再興し或り新たに分家したる女戸主に
入婿し其他の子孫を以て徴兵年齢以前に更に定先たる
嗣子或り承祖の孫の此限を非らず

第四項 年齢五十歳以上にして嗣子なき者の養子(嗣子)或

の相續人

但し隠居別家して特に定めたる嗣子或り相續人の此限
にあらず

第五項 年齢五十歳未満と雖も廢疾又り不具等にして産業
を營む事能はざる者の嗣子承祖の孫及り養子(嗣子)或り
相續人

第六項 官吏(判任以上)及び教導職試補以上並に戸長

第七項 府縣會の議長副議長及び議員

第八項 公立學校教員及び文部省所轄並に其他省便に属
する官立學校教員

第二十九條 左ふ掲る者の平時に於て兵役を免す

第一項 年齢五十歳未満の者の嗣子或り承祖の孫

但し徵兵年齢以後の嗣子或り承祖の孫を分家し或り五十歳未満の者の養子(本家の故を以て己むを得ざる者を除く)とし又の絶家を再興し或り新たに分家したる女戸主(主)入婿し其他の子孫を以て徵兵年齢以前より更に定めたる嗣子或り承祖の孫に此限にあらず

第二項 陸海軍生徒並に海軍兵器局及び造船所定雇職工

第三項 陸海軍常備在役中死没又の公務に因り疾病或り

傷痕を受け退隠せし者の兄或り弟一人

但し豫備軍又の後備軍服役中公務に起因したる疾病死没も亦此例に準と

第四項 醫術開業免状と所持する者

第五項 公立使府縣の設立に係る以下公立と稱する者之

又同し師範學校に於て卒業の者

第六項 公立中學校及び公立専門學校に於て卒業の者

第七項 文部省所轄官公學校及び其他省使に属する官公學校に於て卒業の者

但し官立師範學校附屬小學校の生徒に此限あらず

第八項 外國に留學して二ケ年以上の學科を終りたる証書を所持する者

第九項 海員試験免状規則に遵ひ船長運轉手及び機關手の免状を所持する者

第十項 海員雇人雇止規則に遵ひ三年以上海上に在て氷火夫の業と執りたることを証明する者

第三十條 左に掲ぐる者の平時に於て一ケ年を限り徵集を

猶豫すへし

第一項 海軍兵員と爲らんと志願する者

第二項 兄弟同時徴兵に當る者偶數ハ其半數奇數ハ其寡數(例)へバ三人ハ一人五人ハ二人他皆之に倣ふ

第三項 陸海軍常備在役中の下士卒の兄或ハ弟一人

第四項 陸海軍生徒の兄或ハ弟一人

但し本條二項乃至第四項の場合に於て其兄或ハ弟の中一人不合格あるときハ此例ハあらず

第五項 父及び兄或ハ父あくして兄失踪又ハ癡疾不具等よて産業と營むと能ハす本人を要せされハ一家の生徒を失ふ者

第六項 文部省所轄並に其他省使に屬する官立學校及び

公立師範學校に於て修業一ケ年の課程を卒りたる以上の生徒

第七項 公立中學校及び公立専門學校に於て修業三ケ年の課程と卒りたる以上の生徒

第八項 學術修業又ハ商用等にて外國へ寄留する者

第九項 身幹未だ定尺に満たず又ハ疾病中或ハ病後の故を以て仍は未だ勞役に堪ゆること能ハざる者

第十項 刑事被告人と爲り裁判未決の者

第三十一條 官省院使府縣準官吏御用掛御雇等の之を免役せずと雖も餘人と以て代ふべからざる事務を奉むる者の如きハ特に太政官具狀して裁決を請ふへし
但し諸省院使府縣雇入外國人に附屬し官費を以て技藝

傳習中の者亦本條に準ずへし

第三十二條 第二十八條第一項乃至第六項第八項に當る者並に第二十九條第一項第二項第四項第九項第三十一に當る者常備年期の第三年検査時限に至る迄に其名稱を罷免たる者の更に徴集に應せしむるものとす

第三十四條 第三十條に當り一ケ年間と限り徴集を猶豫すべき者及び第四十一條第四十二條第五十六條但書に當り翌年廻しにすべき者次年に至り猶該條に當るとし又之を猶豫若くは翌年廻しをすべし而して終に常備年期の第三年検査時限に至り猶該條に當るときは平時に於て之を免役すべし

第三十六條 平時免役に属し第四十九條及び第五十一條但

書お當る者の第一豫備徴兵と爲し第二十九條第三十四條に當る者の第二豫備徴兵と爲し各年齢三十歳迄の戦時或は非常の事故ある時に當り後備軍を召集し尙ほ徴員を要する時の其順序に従ひ臨時召集して隊伍を編制し或は輜重運輸の役に供することあるべし

第六十條 全國の男子齡十七歳に至れり國民軍籍をよ入るべきを以て毎年一月より十二月迄は十七歳と爲る者の其年の九月一日より同月十五日迄に其戸主(本人戸主なれば即ち自身)より本人の姓名族籍住所誕生の年月日及び職業を記載し戸長へ届出へし戸長之を取調べ同月二十五日迄に郡區長へ差出郡區長點檢の上十月十日迄に使府縣廳へ差出し國民軍名簿へ載せ置くべし

但し他府縣へ寄留する者の本籍の戸長へ届出て寄留地の戸長へ届出るに及はず

第六十一條 男子二十歳に至るの兵役に就くべきを以て毎年一月より十二月迄に二十歳と爲る者の其年の九月一日より同月十五日迄に左式の如く其戸主(本人戸主あれば即ち自身)より戸長へ届出べし戸長之を取纏め同月二十五日迄に郡區長へ差出し郡區長點檢の上箇條と區別し十月十日までに各自の届書と共に使府縣廳へ差出すべし使府縣廳之と調査し徴兵諸名簿に載せ十二月二十五日迄に所管鎮臺へ出すべし

第一書式

國民兵入籍届書

國民兵入籍御届

郡(區)町(村)番地住
族及職業
姓

名
年月日生

右私或ハ私何男(養嗣子)(承祖ノ孫等)ニテ本年何月十七歳ニ相成候尚此段及御届候也

年 月 日

郡(區)町(村)番地住
族及職業
姓

名
年月日生

郡(區)町(村)戸長
姓名 殿

前書之通相違無之候也

年 月 日

戸長
姓名 印

第二書式

徵兵適齡屆書

徵兵適齡御届

除役及徵集猶豫ニ當ルベキ事故
アル者ハ茲ニ記載ス例ハ

郡(區)町(村)番地住
族及職業
姓

年月日生
名

重懲役十年(父六十五歳)(祖父七十歳)

年月日生
名

右私或ハ私何男(弟孫甥又ハ附籍等)ニテ本年何月二十歳ニ相成候間此段及御届
候也

年 月 日

郡(區)町(村)番地住
族及職業
戸主 姓

年月日生
名 印

郡(區)町(村)戸長
姓 名 殿

年 月 日

戸長
姓 名 印

前書之通相違無之候也

第三書式

徵兵異動屆書

徵兵異動御届

郡(區)町(村)番地住
族及職業
姓

年月日生
名

右明治何年徵兵適齡ノトキ兄某現役中(郡村番地何某養嗣子等)ニテ徵集猶豫相
成候處年月日現役滿期ニ相成(該家離縁私何男、弟、甥、附籍、ニ復シ)候間此段及
御届候也

年 月 日

郡(區)町(村)番地住
族及職業
戸主 姓

年月日生
名 印

郡(區)町(村)戸長
姓 名 殿

年 月 日

戸長
姓 名 印

前書之通相違無之候也

本人戸主ナレハ本人ヨリ事由ヲ詳記シ届出可シ

第四書式 其一 事由書

事由書

郡(區)町(村)番地住
族及職業
姓

年月日生名

右先代^實養父(母)某儀ハ來何年一月六十何歲ト相成且祖父亡某ノ死跡ヲ繼ギタル
戸主ニテ私儀ハ何年月日同人ノ隱居ヲ繼ギタル戸主ニ相違無御座候也

郡(區)町(村)番地住
族及職業
姓

戸主
年月日生名印

年月日

郡(區)町(村)戸長
姓名殿

前書之通相違無之候也

年月日

戸長
姓名印

此書式ハ一例ヲ示スモノナレハ實際ニ就キ調査ニ要スル事由ヲ詳記スベキモノトス
其二書式亦同シ

第四書式 其二 事由書

事由書

郡(區)町(村)番地住
族及職業
姓

年月日生名

右ハ私^實養嗣子ニ候處私儀來何年一月六十何歲何ヶ月ト相成且先代^實養父(母)亡某
ノ死跡ヲ繼ギタル戸主ニ相違無御座候也

郡(區)町(村)番地住
族及職業
姓

年月日生名印

年月日

郡(區)町(村)戸長
姓名殿

前書之通相違無之候也

年月日

戸長
姓名印

第五書式 其一 醫師診斷書

診斷書

府(縣)郡(區)町(村)番地住
族及職業
姓

年月日生
名

右ハ天資強質或ハ何々ニシテ嘗テ病ニ罹リシコトナシ或ハ何病ニ罹ル云々何年何月何日來何症ヲ發シ爾來何々ノ症候ニ現症候ヲ精密アルヲ以テ何症ト診斷シ何々劑ヲ與エ何々ノ法ヲ施シ己ニ何過ヲ經過セシ處何々症増加スルニ由リ或ハ何々ノ症ヲ遺スニ由リ遂ニ危篤ニ陥ル者或ハ所詮治癒ス可ラザル者ト及診斷候也

年 月 日

府(縣)郡(區)町(村)番地住
主任醫 姓 名 印

右診斷書調査候處不都合無之候也

府(縣)病院長 病院ナキ地方ハ內務省開業免狀所持醫

年 月 日

姓 名 印

先天下不具ノ者ニシテ治療ヲ加ヘザル者ハ其景况部分ヲ明細ニ記載スベシ病院長ニ於テ醫師ノ診斷書上其病症及治療法等審按シ成規ニ適合スルモノト見認ルトキハ與書押印スルモシ第二書式亦倣之

第五書式 其二 醫師診斷書

診斷書

府(縣)郡(區)町(村)番地住
族及職業
姓

年月日生
名

右ハ何年何月何日山林樵伐ノ際或ハ何々ノ時何部ヲ打撲シ向骨ヲ折斷ス或ハ何ノ部ニ何々ノ傷ヲ被リ即日何術及何繃帶ヲ施シ或ハ何々法ヲ施シ何々劑ヲ與ヘ何々ノ症ハ治癒スルヲ得ルモ何々症ヲ遺シ或ハ何々ノ症ヲ繼發スルニ由リ所詮治癒ス可ラザル者或ハ爾後何ヶ月ヲ經ザレバ治癒セザル者ト及診斷候也

年 月 日

府(縣)郡(區)町(村)番地住
主任醫 姓 名 印

右診斷書調査候處不都合無之候也

府(縣)病院長 病院ナキ地方ハ內務省開業免狀所持醫

年 月 日

姓 名 印

第六書式

徴兵人別表

府(縣) 國郡(區) 町(村) (産) 族及職業
 國郡(區) 町(村) (番地) 住

明治何年徴兵人別表

身 尺 度 幹	兵 種	番 號	職 業	名	誕 生	年 齡	誕 生	年 月 日
					年 月 日	何 年 何 月	何 年 何 月	
某				某	何			何郡(區)町(村)何神社
				何某女				何郡(區)町(村)何神社
				何某女				何郡(區)町(村)何神社
				何某				何郡(區)町(村)何神社
				何某				何郡(區)町(村)何神社
				何某				何郡(區)町(村)何神社
				何某				何郡(區)町(村)何神社
				何某				何郡(區)町(村)何神社
				何某				何郡(區)町(村)何神社
				何某				何郡(區)町(村)何神社
				何某				何郡(區)町(村)何神社
				何某				何郡(區)町(村)何神社

某何男(養子)兄(弟)伯(叔)甥(附籍) 本人戸主ナレバ戸主ト記スヘシ

考 備

一會テ刑罰ヲ受ケテシメ
 或ハ年月日何罰何々ニ處
 セラル
 一戸主或ハ本人家屋ヲ有ス
 一地租何圓ヲ納ム

○産國ト現今ノ管轄府縣ノ異ナル者ハ表首國郡區町村産ト記スル上
 一其府縣ヲ加ヘ又寄留地ノ徴集ニ應ズル者ハ府縣及ヒ國郡區町村
 住ト記スルノ位置ニ寄留地ノ府縣國郡區町村番地ヲ記シテ其下ニ
 寄留ト書シ而シテ産國及ヒ原籍住地ノ府縣國郡區町村番地
産國ハ番
 地ヲ除ク
 ヲ表首國郡區町村産ト記スルニ及ハス
 ○族職業ノ區畫ニハ華士族何(平民何)ト記ス但女ハ戸主ニ非サレハ族
 職業ヲ記スルニ及ハス
 ○父母亡スル者ハ名ノ下ニ亡ト記シ族職業誕生年齢等ノ區畫ニハ○
 ヲ記スヘシ祖父母養父母亦之ニ同シ
 ○分家又ハ絶家ヲ再興ノ者ハ生家ノ祖父母ヲ記シ尙生家ト肩書スヘ
 シ
 ○年齢ハ本人徴集ニ應ズヘキ年ノ一月ヲ以テ計算スヘシ

第七書式 其一 壯丁名簿

用紙郡區款名ノ美濃野紙以下第八書式其三ニ至ル亦同シ

徴集之部

某何男養子(兄(弟(伯(叔(甥(本人戸主ナレバ戸主ト記スヘシ

何村 士族商

何 某

年月日生

同

何町 平民農

同

定期届出ヲ怠ル者

同

同

同

同

弟何某ト同時徴集ニ當ル者

同

同

同

同

父癆又ハ不具ノ者

同

同

同

雙癆又ハ癩癩ヲ訴フ者

同

同

以下倣之

計 何人

其年徴兵相當ニシテ検査ヲ受クヘキ者ヲ以テ登記ス連名ノ順序ハ甲村ノ者ヲ書シ終ルノ後乙村ニ及ホシ終ニ一郡區ニ編成スヘシ以下第八書式其三ニ至ル亦同シ現役志願兵及ヒ一ヶ年現役志願兵名簿ハ本簿ニ准スヘシ

第七書式 其二 壯丁名簿

徵集猶豫之部

某何男(養子二兄)弟(伯)叔(甥)本人戸主ナレバ戸主ト記スヘシ

何村 士族商 何 賀(養)父母六十歳何ヶ月 嗣子 某

年月日生

同

何町 平民農 戸主 同

同

同

同 某學校教員 同

同

同

同 某學校 何ヶ年課程ナル卒生徒 同

同

以下倣之

計 何人

其年徵兵相當ニシテ徵兵令第十七條 第一項第四項ヲ除ク 第十八條 第五項第六項ヲ除ク 第十九條第二十一條

ニ當ル者ヲ登記スヘシ

第七書式 其三 壯丁名簿

除役之部

何某男(養子)(兄)(弟)(伯)(叔)(甥)
本人戸主ナレバ
戸主ト記スヘシ

何町 平民工

重懲役何年

何

某

年月日某裁判所宣告

年月日生

以下倣之

計 何人

第八書式 其一 壯丁異動名簿

異動徵集之部

十八年徵兵

某何男(養子)(兄)(弟)(伯)(叔)(甥)
本人戸主ナレバ
戸主ト記スヘシ

何村 士族商

何

某

郡區町村某ノ養嗣子ニテ徵集猶豫ノ處
年月日離縁

同

何町 平民雜業

同

同

戸主ニテ徵集猶豫ノ處年月日戸主ヲ
罷メ届出ヲ怠ル

十九年徵兵

第八書式 其三 壯丁異動名簿

異動先入兵ノ部

十八年徵兵

某何男(養子)(兄弟)(伯)(叔)(甥)
本人戸主ナレバ戸主ト記スヘシ

何村 平民農

何 某

十八年徵兵検査ノ節失踪十九年同斷

年月日生

十九年徵兵

同

同

同

十九年徵兵検査ノ節無故參會セズ

以下倣之

計何人

第九書式

國民兵名簿

用紙美濃紙

備考	姓、名	住所(區)町(村)	生年(月)日	職業	備考	姓、名	住所	生年(月)日	職業	備考
	何某	同	同	士族農		同	同	同	同	
	同	同	同	平民工		同	同	同	同	
	同	同	同	同		同	同	同	同	

國民兵名簿

何府縣

第十書式									師
徵集人員配當表									
明 治 何 年 第 何 軍									
近 衛 現 役 鎮									
砲 兵	騎 兵	步 兵	計	工 兵	砲 兵	騎 兵	步 兵	兵 種 府 縣	管
									一
									第
									二
									計

備	族	誕	住	姓	備	族	誕	住	姓
考	職	生	所	名	考	職	生	所	名
業	業	所	所	名	業	業	所	所	名

		某地		檢 查 所	類 別
計		至	自		
何		何	何	何	何
日		何	何	何	何
何		何	何	何	何
人		何	何	何	何
何		何	何	何	何
郡		何	何	何	何
區		何	何	何	何
歸	自	何	何	何	何
着	出	何	何	何	何
迄	發	何	何	何	何
何	日	何	何	何	何
日		何	何	何	何

第十一書式
檢查日割表
徵兵檢查日割表

考 備	管 徵 集 人 員 配 當 表									
	役 現 軍 海			役 現				臺		
	計	職	火	水	計	職	看	輜	輜	工

第十二書式

徵兵檢查表

明治何年徵兵檢查表												
官檢 查之 醫印	骨相別徵			體 質	體 格	兵番 號種	尺身 度幹	府(縣)國郡(區)町(村)產族及職業				
	髮	鼻	顏					某何男(養子)兄(弟)伯(叔)甥(附籍)	姓名	何	某	本人戶主ナレバ 戸主ト記スヘシ
地方醫 員之印	掛骨相											
	掛尺度											

産國ト現今ノ管轄府縣ノ異ナル者及ヒ寄留地ノ徵集ニ應スル者産地住地等ノ記載方ハ人別表ニ同シ

第十三書式

徵兵抽籤巡回日割表

鎮臺(營所)後備軍司令官姓名印

抽籤所	抽籤類別	抽籤日		滞在日數		里程		發着月日	
		何月何日	何月何日	何日	何日	何里何日	何里何日	何月何日	何月何日
府(縣)徵兵署	同	何月何日	何月何日	何日	何日	何里何日	何里何日	何月何日	何月何日

何月何日何地發
何月何日何地着
何月何日何地發
何月何日何地着

第十四書式

籤簿

用紙府縣款名美濃野紙

何府(縣)現役(補充)步(騎)(砲)(工)(輜重)兵(輜重)輸卒(看護卒)籤簿

郡(區)町(村)

姓 名

第一番 先入兵

同

第二番 入營延期

同

同

第三番 志願兵

同

同

第四番

同

以下倣之

計 何人

第十五書式

番號割符

明	徵兵署			
	治	何	年	何
府(縣)國郡(區)町(村)住族及職業	何		鎮	臺
	兵種	番號	何	某
現役(補充員)申付候事				
某何男(養子)兄(弟)伯(叔)甥(附籍) 本人戸主ナレバ 戸主ト記スヘシ				

近衛兵ノ割符ハ現役ノ上ニ近衛ト記シ又海軍兵ノ割符ハ海軍ト記スヘシ又一年志願兵ニ在テハ一ケ年現役申付候事ト記スヘシ

第十六書式

受領證書

受領證書

現役(補充)步(騎)(砲)(工)(輜重)兵(輜重)輸卒(看護卒) 第何番 姓

同 第何番 姓

同 第何番 姓 名

計何人

右當籤ニ付番號割符(番號割符并ニ籤札)御渡相成正ニ致領收候速ニ本人共ニ可相渡候也

府(縣)郡(區)抽籤總代人

姓 名 印

年 月 日

徵 兵 署 御 中

第十七書式

除役名簿

用紙美濃紙

備考	姓 名	住 所	誕 生	職 業	備考	除役名簿	何府縣
徵兵令第七條及第七條ニ當ル事項	某何男(養子)兄(弟)伯(叔)甥(舅) <small>本人戸主ナレハ戸主ニシテシ</small>	郡(區)村(町)	年 月 日	士 族 農 日 民 工	疾病 (缺損)	同	同
徵兵令第七條及第七條ニ當ル事項	某何男(養子)兄(弟)伯(叔)甥(舅) <small>本人戸主ナレハ戸主ニシテシ</small>	郡(區)村(町)	年 月 日	士 族 農 日 民 工	疾病 (缺損)	同	同
備考	某何男(養子)兄(弟)伯(叔)甥(舅) <small>本人戸主ナレハ戸主ニシテシ</small>	郡(區)村(町)	年 月 日	士 族 農 日 民 工	疾病 (缺損)	同	同

第十八書式 其一 徵集猶豫名簿

姓	住	誕	族	職	業	生	所	名	備
某何男(養子)兄 (弟)伯(叔)甥	郡(區)町(村)	年	平	民	日	主	商	同	同
戶主ト記スヘシ					父六十歳三ヶ月嗣子				用紙美濃紙

徵集猶豫名簿

何府縣

第十八書式 其二

姓	住	誕	族	職	業	生	所	名	備
某何男(養子)兄 (弟)伯(叔)甥	郡(區)町(村)	年	平	民	農	日	同	同	同
戶主ト記スヘシ					年月日入校(團) 陸海軍某校(團)生徒				用紙美濃紙

用紙美濃紙

徵兵猶豫名簿

何府縣

第十九書式

先入兵不參名簿

用紙府縣款名ノ美濃野紙

十八年徵兵

某何男、養子(兄)(弟)(伯)(叔)(甥)
本人戸主ナレバ
戸主ト記スヘシ

何村 平民農

何 某

十八年徵兵檢査ノ節失踪十九年同斷
二十八年同斷

年 月 日 生

十九年徵兵

同

何町 士族農

同

十九年徵兵檢査ノ節逃亡二十年同斷

同

二十年徵兵

同	同
二十年徵兵檢査ノ節故ナシ檢査ニ參會セズ	同
以下倣之	
計 何人	

第二十書式

入營延期不參名簿

用府縣紙款名ノ美濃野紙

十八年徵兵

某何男(養子)(兄)(弟伯)(叔(甥))

何町 平民工

何

某

年月日生

十八年入營ノ節病氣十九年徵兵
検査ノ節同斷二十年同斷

十九年徵兵

同

何町 士族商

同

同

十九年入營ノ節病氣二十年
徵兵検査ノ節處刑中

以下倣之

計 何人

第二十一書式

徵兵表

明治何府(縣)徵兵表

現役志							計	一年現役志願者	現役志願者		類別
近衛鎮			近衛鎮						年齡十七歲以上二十歲未滿者	年齡二十歲以上二十八歲未滿者	
砲	騎	步	工	砲	騎	步					
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵					
										計	

其三

第二十一書式 徵兵表																	職 業	郡 區	明治 何府(縣)徵兵表
農	商	醫	靴	縫	木	石	竹	船	車	鍛	鞆	桶	泥	馬具	屋根	茅屋根			
																	計		

其四

徵兵相當者ニテ現役志願ノ者ハ本表中現役志願者ノ區畫ニ記ス可カラス

考 備	總 計	格 計	合 計	不 計	疾 損	者 計	志願		現役		一年		者		願		
							看	看	步	計	軍	海	臺	工			
							馬	護	卒	卒	兵	火	水	輜	重		

考 備	計	漁	舟	獵	鑛	杣	鋤	棒	穴	建	指	木
		夫	夫	師	夫	職	職	削	藏	具	物	挽

○此表ハ検査合格者ノ職業ヲ記ズヘシ
 ○表中掲ル所ノ科目ハ所要ノ職業ヲ舉ルト雖實際ニ就キ之ヲ減省シ又此科
 目ノ外ニ職業アルトキハ更ニ之ヲ增加スヘシ

第二十一書式

徴兵表

考 備	總 計	何 年 何 府 (縣) 徴 兵 表							計
		郡 區	尺 度	五尺 以上	五尺 四寸	五尺 三寸	五尺 二寸	五尺 一寸	
			五尺以上						
			四尺九寸 以上						
			計						

其五

第二十二書式

國民兵人員表

用紙美濃紙

明治何年十月一日調

何府(縣)國民兵人員表

主任

官姓名印

何郡(區)	郡年		何人	何人	何人	何人	何人
	區	齡					
		十	何人	何人	何人	何人	何人
		七	何人	何人	何人	何人	何人
		歲	何人	何人	何人	何人	何人
		十	何人	何人	何人	何人	何人
		八	何人	何人	何人	何人	何人
		歲	何人	何人	何人	何人	何人
		十	何人	何人	何人	何人	何人
		九	何人	何人	何人	何人	何人
		歲	何人	何人	何人	何人	何人
		計	何人	何人	何人	何人	何人
計			何人	何人	何人	何人	何人

第二十三書式

一年志願兵願書

府(縣)郡(區)町(村)番地住

族及職業

姓

年月日生名

右私或ハ私何男(養嗣子)(承祖孫等)ニ候處徵兵令第十一條ニ據リ食料被服等ノ費用トシテ金一百圓上納可仕候間御檢査ノ上一箇年間歩兵(看護卒)(看馬卒)ノ現役ニ御徵集相成度別紙某學校卒業證書并ニ學業履歷書相添此段奉願候也

府(縣)郡(區)町(村)番地住

族及職業

姓

年月日生名印

年 月 日

徵 兵 署

御 中

前書之通相違無之候也

年 月 日

戶長 姓名 印

府(縣)郡(區)町(村)番地住

族及職業

姓

年月日生名

右私或ハ私何男(養嗣子)(承祖ノ孫等)徵兵令第十條ニ據リ現役志願仕候間御檢査被成下度尤御採用ノ上ハ定規ノ服役年期中家事ノ故障ヲ以テ一切苦情申立間敷候此段奉願候也

府(縣)郡(區)町(村)番地住

族及職業

姓

年月日生名

戶主

姓名印

年月日

徵兵署

御中

前書之通相違無之候也

年月日

戶長姓名印

明治十七年七月廿一日出版御届
同年八月十日刷成

定價廿五錢

編輯人

東京府士族

上

郵

秀

昇

日本橋區濱町二丁目拾二番地

全平民

出版人

榊

原

友

吉

全區若松町廿一番地

特別	長野縣	長島爲一郎
大賣	東京	西澤喜多郎
捌所	全	田中 和助
	全	高崎 脩助
	全	山中 八郎
	全	荒川 藤兵衛

武州浦和
全全
全川越
全秩父
全
全桶川
全上尾
全熊谷
全
全
全深谷
全
全行田
全羽生
全松山

博文分社
須原支店
菅間定次郎
井深東平
宮前藤十郎
新井佐助
島村七兵衛
林廣助
杉浦平左衛門
森市三郎
松枝祝三郎
小野脩三
諸井巴
清野三内
和泉屋貞次郎
三河屋善八

全加須町
全栗橋
全幸手
全草加
全所澤
全
全飯能
全田無
全越ヶ谷
下總堺町
全松戸
全千葉
上總松尾
安房館山
相州小田原
全伊勢原

櫻井爲之助
塚本吉兵衛
大里忠平
伊藤幸助
大黒屋佐兵衛
荒井屋吉兵衛
金子彌吉
武藏屋平三
龜屋利助
高木直次郎
根本勝之助
藤屋錠次郎
高林銀藏
古高豊吉
伊勢屋次郎兵衛
山田淺次郎

東 京 圖 書 館

新書門

部

十

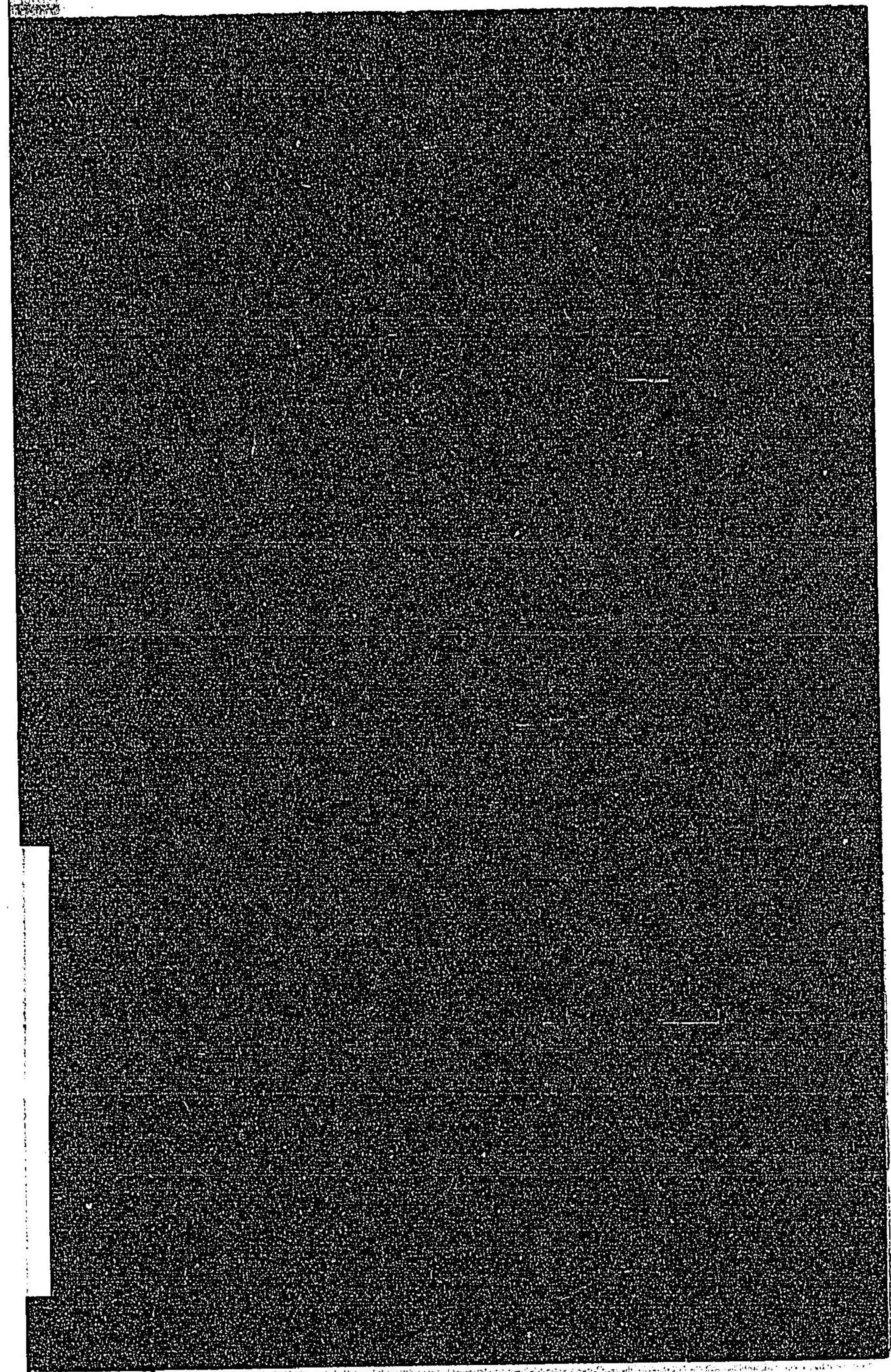
類

函

架

號

冊



特 4 6

377

徴兵事務條例早解

国立国会図書館

039033-000-9

特46-377

徴兵事務條例早解

上村 秀昇 / 編

M17.8

BCC-0276

